

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	<p>法第62条第(一・二・三・四・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務 (法第62条第2号)</p> <p>賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務 (法第62条第3号)</p> <p>賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供を行う業務 (法第62条第4号)</p> <p>前各号に掲げる業務に附帯する業務 (法第62条第6号)</p>
----------	--

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	直方市、宮若市、中間市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、鞍手郡
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分に分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	当法人は代表社員を中心とした体制で運営しており、代表社員が居住支援業務全体を統括する。 居住支援業務については、入居相談、住宅情報の提供、入居支援、入居後の見守り支援等を行う。 また、事務担当者が契約管理及び事務処理を担当する。
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	当法人は代表社員1名及び事務担当1名の計2名体制で居住支援業務を実施する。 代表社員は居住支援業務の統括及び相談対応、住宅紹介、入居支援、入居後の見守り支援等を担当する。 事務担当は相談受付、記録管理、関係機関との連絡調整等の事務業務を担当する。
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	当法人は代表社員1名が居住支援業務を担当し、平日の日中を基本として相談対応を行う。 相談は電話等により受け付ける。 また、必要に応じて関係機関と連携し、入居相談、住宅情報の提供、入居支援及び入居後の見守り支援を行う。

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	住宅確保要配慮者を支援対象とし、主に高齢者、低所得者、障害者、生活保護受給者、ひとり親世帯等、住宅の確保に配慮を要する者に対して居住支援を行う。
----------	--

<p>7. 業務内容</p> <p>具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。</p> <p>要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者からの相談に対し、電話、電子メール又は対面により住まいに関する相談対応を行う。</p> <p>相談内容に応じて、賃貸住宅の情報提供、不動産事業者との調整、入居契約に関する支援等の入居支援を実施する。</p> <p>また、入居後についても必要に応じて見守りや生活相談を行い、福祉関係機関、自治体、不動産事業者等と連携しながら安定した居住の確保を支援する。</p> <p>業務の一部について専門的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し対応する。</p> <p>なお、相談対応及び入居支援については原則として無料とする。</p> <p>入居後の見守り支援、生活相談支援等については、必要に応じて管理費又はサービス費として対価を得て実施する場合がある。対価及び提供条件については契約により定める。</p> <p>以下の業務は契約にて料金が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住居の賃貸、提供 初回 10000 円 月額 1000 円・ 保証人代行・紹介 初回 10000 円 月額 1000 円・ 緊急連絡先引受け 月額 500 円・ 電話による見守り 月額 500 円・ 訪問による見守り 月額 1000 円・ 家財、遺品整理 5000 円・ 死後事務 10000 円
<p>8-1. 連携内容</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、地方公共団体と連携しながら居住支援を実施する。</p> <p>具体的には、住宅相談への対応、住宅情報の提供、入居支援及び入居後の見守り支援等について、自治体の福祉担当部署等と情報共有を図りながら支援を行う。</p> <p>また、生活保護担当部署や福祉関係機関等と連携し、住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安定した居住の確保に努める。</p>
<p>8-2. 連携内容</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、不動産事業者、賃貸住宅の管理事業者等と連携し、住宅情報の提供及び入居支援を行う。</p> <p>また、福祉関係機関、医療機関、介護事業所、相談支援事業所等と連携し、住宅確保要配慮者の生活状況に応じた支援を行う。</p> <p>入居後についても関係機関と情報共有を図りながら見守りや生活相談等の支援を実施し、安定した居住の確保に努める。</p>
<p>9. 人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する適切な支援を行うため、支援業務に従事する職員の確保に努めるとともに、居住支援に関する研修や福祉に関する研修等へ参加し、資質の向上を図る。</p> <p>また、関係機関との情報共有や意見交換を行い、支援に必要な知識及び技能の向上に努める。</p>

<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対し、住まいに関する相談対応、住宅情報の提供及び入居支援を行うことにより、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することができる。また、入居後についても見守りや生活相談等の支援を行うことで、安定した居住の継続及び生活の安定向上に寄与することが期待される。さらに、関係機関と連携した支援を行うことにより、地域における住宅確保要配慮者の居住支援体制の充実に寄与する。</p>
--	--